

令和6（2024）年度
金沢大学大学院教職実践研究科（専門職学位課程）
入学者選抜（第2期募集）
試験問題

〔小論文試験〕

科目名 学校教育に関する小論文

試験時間 10:00～11:30

受験番号

--	--	--	--	--	--	--	--

（注意事項）

1. 指示があるまで開かないでください。
2. 試験開始とともに配付物の枚数が正しいか確認してください。
3. 各用紙の所定欄に受験番号を記入してください。

配付物 4 枚
（表紙・下書き用紙を除く）

試験用紙

試験科目	学校教育に関する小論文	受験番号							
------	-------------	------	--	--	--	--	--	--	--

設問 I

文部科学省による「GIGA スクール構想」に基づき、学校では、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人の学習を個別最適化し、資質・能力が一層確実に育成する教育 ICT 環境を充実してきた。

【問 1】

「GIGA スクール構想」により、1人1台端末が使用できる環境では、使用できなかった環境に比べて、どのような新しい学習可能性が生まれるか、「一斉学習」、「個別学習」、「協働学習」の学習形態を視点として、あなたの考えを述べなさい。

「一斉学習」

「個別学習」

「協働学習」

【問 2】

1人1台端末が使用できる環境での授業を、以下の①から③の指示に従って構想しなさい。

- ① 想定する学校種と教科を1つ決め、1単元の中の1時間の授業で構想しなさい。
- ② (1) 本時の目標、(2) 重点をおく1つの観点での評価規準、(3) 本時の展開を記述しなさい。
- ③ 本時の展開の中に、評価を行う場面と方法、その評価の後に教師が行うことを明記しなさい。

想定する校種 _____ 教科名 _____ 単元名 _____

(次の頁へ)

試 験 用 紙

試験科目	学校教育に関する小論文	受験番号							
------	-------------	------	--	--	--	--	--	--	--

(1) 本時の目標

(2) 評価規準 (重点をおく1つの観点でよい)

(3) 本時の展開

主な学習活動	指導上の留意点

試験用紙

試験科目	学校教育に関する小論文	受験番号							
------	-------------	------	--	--	--	--	--	--	--

設問Ⅱ

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」とする）」では、学校運営協議会について次のように示されています。これに関わって、以下の問いに解答しなさい。

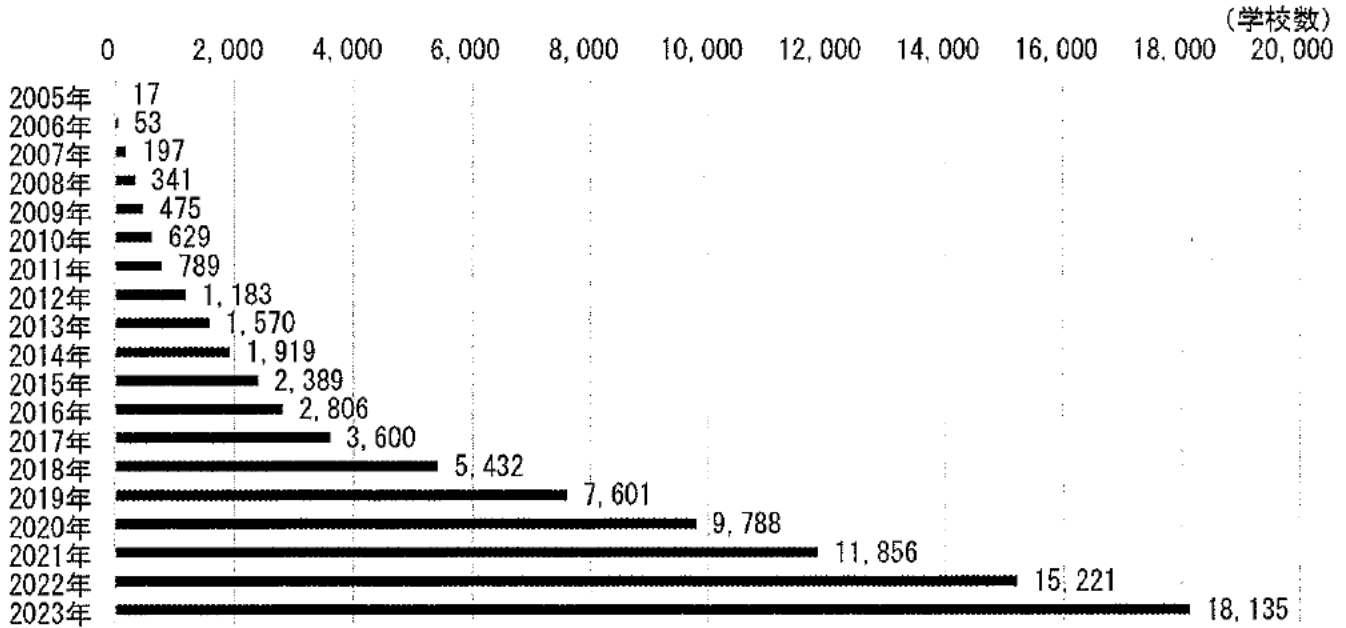
- 第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- ・・・以下、省略

【問1】「地教行法」をもとに、コミュニティ・スクールについて簡潔に説明しなさい。

試験用紙

試験科目	学校教育に関する小論文	受験番号								
------	-------------	------	--	--	--	--	--	--	--	--

【問2】 図1は、全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数を示したグラフである。



※文部科学省「令和5年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（概要）」をもとに作成

図1 全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数

(1) 学校運営協議会の主な役割である「3つの権限」を説明しなさい。

①
②
③

(2) 図1の通り、法制化から5年後（2009年）で475校、10年後（2014年）で1,919校と、コミュニティ・スクールの導入は、法制化初期にはその広がりには欠ける様子が読み取れる。この背景要因について、あなたの考えを説明しなさい。
